

江別市職員等からの公益通報に関する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

江別市長 三好 昇

江別市職員等からの公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員等からの公益通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、市政運営の公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当する者又は該当していた者をいう。

ア 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する特別職の職員

イ 市の出資する団体の役員又は職員

ウ 市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の役員又は従業員

エ 市施設の指定管理者の役員又は従業員

(2) 公益通報 職員等が、市政の適正かつ公正な執行を期することを目的として、第3条第1項各号に規定する事実が生じ、又は生じようとしているときに行う通報をいう。

(3) 通報者 公益通報を行う職員等をいう。

(公益通報の手續)

第3条 職員等は、次に掲げる行為に対して公益通報を行うことができる。

(1) 法令等に違反する行為

(2) その他市政に対する市民の信頼を損なう行為

2 公益通報は、原則として実名により、文書、電子メール、面接等の方法で行うものとする。

(公益通報者の責務)

第4条 通報者は、公益通報に当たっては、客観的な資料に基づき誠実に行わなければならない。

2 通報者は、公益通報に関する調査に対して協力しなければならない。

(公益通報窓口)

第5条 通報者からの通報を受け付ける公益通報窓口を、総務部総務課におくものとする。

2 公益通報窓口の責任者(以下「通報処理責任者」という。)は、総務部長とし、公益通報の処理において必要な措置を講じるものとする。

3 公益通報窓口に、通報処理に従事する職員（以下「通報処理従事者」という。）をおくものとする。

（通報処理従事者の責務）

第6条 通報処理従事者は、公益通報に関する秘密を漏えいしてはならない。

2 通報処理従事者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

（公益通報の受付）

第7条 公益通報を受けた通報処理従事者は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、連絡先及び通報対象事実の内容を確認しなければならない。

2 通報処理責任者は、公益通報を受け付けたときはその概要について、公益通報報告書（第1号様式）により市長に対して遅滞なく報告しなければならない。

3 市長は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報（受理・不受理）通知書（第2号様式）により通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。

4 通報処理従事者は、通報の受理から処理の終了までの必要と見込まれる期間を、通報者に対して遅滞なく通知するよう努めるものとする。

（調査の実施）

第8条 通報処理従事者は、通報を受理した場合は、調査の必要性を検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行うものとする。

2 通報処理従事者は、調査に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

3 通報処理従事者は、関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮し、調査中においては調査の進捗状況について、通報者に対して適宜通知するよう努めるものとする。

4 市長は、必要な調査が完了したときは、調査結果通知書（第3号様式）により通報者に対して調査結果を通知するものとする。

（是正措置等）

第9条 通報処理責任者は、調査の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに関係部局に対して、是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）をとるよう通知するものとする。

2 前項の通知を受けた関係部局は、是正措置等をとった場合には、その内容を通報処理責任者に報告しなければならない。

3 通報処理責任者は、関係部局において是正措置等がとられた場合には、その内容を関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対して通知するよう努めるものとする。

4 通報処理責任者は、必要があると認めるときは、関係職員の処分の権限を有する任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）に調査結果を通知するものとする。

（是正措置等の実効性評価）

第10条 通報処理責任者は、通報処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、関係部局に対し新たな是正措置その

他の改善を行うよう指導するものとする。

(通報者の保護)

第11条 市長は、他の任命権者と相互に連携及び協力し、公益通報者が公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがないように必要な措置を講じなければならない。

2 公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者は、その旨を通報処理責任者に通報することができる。

(記録管理等)

第12条 通報処理従事者は、公益通報の処理に当たっては、公益通報の概要並びに受理の状況及び対応の経過を記録するとともに、その記録及び関係資料については、通報者の秘密保持に配慮し、適切な方法で管理しなければならない。

2 公益通報に関する文書の保存期間は、5年とする。

(関係事項の公表)

第13条 市長は、必要と認める事項を、適宜公表することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。